

文書報告

戦後・被爆 80 年、公務労働者の働き方は

北九州市職員労働組合 いのちと健康センター

永野忠幸

戦後・被爆 80 年、日本は悲慘な戦争の反省のもと、1946 年 11 月 3 日「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とする日本国憲法を公布しました。

自治体で働く公務労働者は、「二度と赤紙は配らない」と決意を固めました。憲法 15 条で「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」、第 92 条で「地方自治の本旨」として地方自治体の団体自治と住民自治の尊重を規定しています。「全体の奉仕者」規定の核心は、「すべての国民の基本的な人権を保障することにこそ公務員の本来の役割がある」ことをふまえることが重要になっています。同時に、住民が参加する住民自治の力が発揮できる地方自治体づくりが必要です。1970 年代には、革新自治体が次々と誕生しましたが、その後、政府・財界が「同盟」などの右翼的労働組合の取り込みを強化し、労働戦線の右翼的再編がすすめられました。同時に、新自由主義に基づく 民営化路線が次々と強行されました。1980 年代の中曽根内閣によって、日本専売公社・日本国有鉄道・日本電信電話公社の三公社が民営化され、半官半民といわれた日本航空の完全民営化が行われました。1990 年代後半の橋本内閣は、「行政改革」「財政構造改革」「経済構造改革」「金融システム改革」「社会保障構造改革」「教育改革」の「六大改革」を提唱して、新自由主義 路線の強化を図りました。1995 年の日経連「新時代の日本的経営」によって、雇用破壊＝非正規労働と低賃金・無権利労働者増大がはかられ、福祉施策の切り捨てに拍車がかけられました。2000 年代の小泉内閣は、「痛みをともなう改革」の名によって、国民生活を破壊しました。同時に、公共破壊が強められました。

私たち自治体労働者・労働組合は、「地方自治体は、不断の努力によって、憲法で保障されている基本的な人権を実現していくように努めなければならない」と規定し、あらためて憲法の精神をふまえ、住民と自治体労働者の基本的な人権を保障する 社会を実現する労働組合の役割を発揮していくことを方針としました。

戦後 80 年のいま、自公政権は、基本的な人権の尊重、戦争の放棄をうたった憲法を根底から覆し、国家主権、基本的な人権の制約、戦争する国への変質策動を加速させています。

全国の自治体で人員削減が行われる

総務省の調査によれば、1994年度の全国の自治体正規職員数は328万人であったものが、集中改革プランの実施（2005年～2009年）、平成の大合併などにより2007年度には295万人に減少、その後2016年度は273.7万人まで落ち込み、その後は横ばいから微増に転じましたが、2024年は281万人で、この30年で47万人減少しています。このことは、各職場において「人が足りない」「人員増」の要求が切実になっていることにも表れています。

総務省調べでは、主に自己都合で退職した地方自治体の職員が年々増加傾向で、2023年度には1万9千人あまりと10年前の3倍以上にのぼりました。公務に魅力を見いだせず、職場における業務量に見合わない人員体制による長時間労働に対する不満、働き続けられるのかなどの将来不安と同時に、メンタル関連で長期病欠に入る職員も後をたちません。

これは北九州市でも同様の傾向で行革合理化のもと人員削減が行われ、30年前では12,000人台だった職員は、現在6,000人台となっています。

北九州市職員労働組合は、本庁舎での残業実態調査を10年以上にわたって毎年2回（2月・10月）実施していますが、2019年4月から労基法が改正され、時間外勤務時間の上限を月45時間、年間360時間の基準が定められて以降、2023年度での残業時間が月100時間を超えた職員は121人。2024年度195人。年間750時間超の人数は2023年度21人。2024年度23人。1000時間超の人数は2023年度2人。2024年度の時間外勤務最長は942時間でした。

北九州市では、イベントの開催が多く、休日出勤の業務が増えています。残業実態調査の結果から20%の職員が退勤登録をしないで帰っており、5年前の調査から未登録者の割合はずっと2割を超えています。職員からのアンケートの声は「人員を足りない。増やして欲しい」が多く寄せられています。安全衛生委員会でも長期病休者が2018年度から2022年度までは、0.29%の増加でしたが、2022年度は2.39%。2023年度は3.09%とわずか1年で、0.7%も急増し、2024年度は3.03%と、3%台と高止まりしています。

人員削減の実施で、過密労働が増えていることが明白になっています。公務職場でも、公務災害をなくし、人間らしく健康で働き続けられるよう、公務・公共労働者のいのちと守るために「職場での労働安全衛生活動」の役割と取組みが今ほど求められていると時はありません。

所属	大分民医連	報告者 氏名	木崎 愛
事業所・部署	医療生協介護保険 サービスセンター健生		
演題名	働きながらケアをする難しさ・非正規労働者の事例		
テーマ：開催要 項 P4～8 から 選択して記入	9. 仕事とケアの両立支援		
<p>【はじめに】</p> <p>当事業所ではケアマネが 6 名在籍している。一人当たりの担当件数が要支援者、要介護者合わせて平均 36 名、そのうち施設入所している利用者は全体の 44.4%。在宅生活をしている利用者は 55.6%。在宅利用者の主介護者が働いている割合は 25.5%となっている。</p> <p>働きながらケアの両立をしている家族の中には他に頼れる家族や親戚がおらず、孤立している方もいる。今回の事例では非正規雇用で家族のケアのために職を失う不安を抱えた利用者家族についての事例を事業所内で共有し、学んだ事を報告する。</p> <p>【利用者・家族紹介】</p> <p>79 才女性。要介護 5。戸建てに長男と二人暮らし。高血圧、慢性心不全の現病あり。公民館でボランティアをしたり、友人との外出を楽しみ活動的に過ごしていた。</p> <p>3 年前に事故に遭い、骨折のため入院となる。退院後、自宅のベッドから滑落や転倒を繰り返し、怪我や骨折が絶えず慢性腎不全の悪化や身体機能低下が著明で終日ベッド上で過ごしていた。活動量が少ないため食思低下し、以前は自分で調理し、好きな物を食べていたこともあり、長男が準備した食事の味付けが気に入らず、総菜や弁当も「不味い」と言い、手を付けない事が多かった。自分の好物やその日に食べたい物を長男に買ってきてもらう事もあった。思うように動けないストレスや年相応の物忘れ、思い違いなどがあり、長男に対し無理な要求や暴言がある。</p> <p>長男 40 代。非正規労働者。独身。兄弟はおらず、叔母とは連絡を取っているが高齢のため支援は望めない状態。母親の度重なる入退院があり、その都度支援を行う。食事の準備をするが、長男が仕事に行く前に母親から「朝はあれが食べたいから買ってこい」等の要求があり、その都度対応する。その他の生活支援も全て一人で行っている。大人しい性格で母親の無理な要求や暴言に対し、不満はあるが言い返す事が出来ない。</p> <p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転倒が多いため、特殊寝台や歩行器、手すり、ポータブルトイレなどで環境整備を行った。健康観察や緊急時の対応ができるように訪問診療と訪問看護、排泄の確認や自宅で入浴が出来るように訪問介護を利用する事となった。 ・通所介護は本人の拒否が強く、利用に繋がらなかった。 ・支援導入後も転倒を繰り返し、その度に母親が長男へ電話をする。長男は仕事を早退し自宅へ戻る。毎朝長男が母親の食べたい物を聞き、買いに行く。そのため、 			

仕事を遅刻する事が多々あり、モニタリング訪問の際「遅刻や休みを度々取るため、このままでは仕事を解雇されるかもしれない不安がある」と相談を受ける。

- ・自宅内での怪我や体調不良に関しては訪問看護へ連絡するように本人・長男へ説明する。
- ・食事に関しては配食サービスの弁当を食べてもらい、嗜好品等は時々長男に購入してもらう。
- ・入退院支援時に仕事を休むため、介護休暇の取得を勧める。非正規雇用でも介護休暇を取得できる事を説明する。

【結果】

長男と母親との関係性は変わる事はなく、母親からの要求や暴言は続いたが、長男とサービス事業者との関係は良好で、事業者が長男の気持ちを汲み取り傾聴する事で精神的負担の軽減を図った。長男は非正規雇用のため、介護休暇の取得を躊躇している様子だった。

【終わりに】

担当する利用者の主介護者が就労または非正規雇用で就労している際、ケアマネジャーとして支援できる事は主介護者の健康状態や介護における問題点の把握、仕事と介護の両立にどれほどのストレスを感じているかの確認、生活を安定させるためにも利用可能なサービスや補助金制度などの情報提供を行い、金銭的な不安を軽減する必要があると考える。家族関係、支援の環境に応じて個々の対応が柔軟に出来るよう努めて行きたい。

振動障害・騒音性難聴不支給から認定を勝ち取った事案について

建交労九州支部宮崎分会

中村健史郎 児玉理絵

私たち建交労は、振動障害や騒音性難聴などの労災職業病に罹患した被災労働者の救済と労働災害を根絶するための運動を展開しています。毎年様々な相談を受け労災申請を行っていますが、今回は不支給決定から認定を勝ち取った事例を紹介します。

2022年8月に組合員紹介で組合加入をしたSさんは、長年土木工事や法面工事に従事していました。その際に削岩機やハンマードリルを使っていたので、症状のある振動障害と騒音性難聴の労災申請をすることになりました。同年9月に騒音性難聴の医学的診断があり、同月末に労災申請を行いました。振動障害については、コロナ禍で直ぐに検査が出来ず翌年4月に振動障害の医学的診断があり、同年5月に労災申請を行いました。調査途中に管轄監督署が変わるなどの問題で時間がかかりながら、2024年2月に振動障害・騒音性難聴ともに不支給という不当決定が出されました。不支給理由はどちらも、「認定要件であるばく露期間を満たさないため」という極めて不当な判断でした。職歴に関しては、同僚の証明を複数出したにも関わらず採用されず、事業場の「振動工具は使わせていない」という主張のみが一方的に認められました。医学診断に関しても、どちらも鑑別診断はされており、仕事によるものであると主治医が判断しているにも関わらず、意見を無視しています。この決定を出すまでに振動障害は9か月、騒音性難聴は1年5か月と調査に長く時間をかけたにもかかわらず、不当な決定が出されました。

2024年4月に不服申し立てである審査請求を労働局に行き、同年6月にSさんと共に聞き取り調査が実施、後日当組合支部副委員長と共に労災課長と監察官に自庁取消を求める要請を行いました。同年12月に振動障害と騒音性難聴ともに不支給決定を取り消す決定が出されました。初めの申請から2年3か月かかっていた認定でした。

今回の事案を通して、行政側も労災職業病を理解していない職員や振動工具を知らない職員が増えてきていることを感じました。担当した職員は、振動障害の認定基準に記載のある振動工具を「振動があるか分からない」と現場に測りに行くなど認定基準すら理解できていない状況でした。組合としては、労災申請する際の職歴の重要性を再認識しました。職歴をきちんと作成し、客観的証拠を準備しておくことで長期未決を防ぐことはできたと思います。また、行政側にも認定基準の遵守や労災職業病に関する学習をする様に行政に要請を続けることの大切さも学んだ事案でした。

韓国のアスベスト除去制度などの調査

弁護士 山本 一行

今年9月にアスベストの除去制度の調査のために韓国へ行ってきました。調査団は東京の弁護士と東京や埼玉、神奈川の建設の労働組合、民医連、アスベストセンター、石綿対策連絡会、泉南アスベストの会の活動家の18名に、九州（福岡）からの弁護団5名と配偶者1名で、総勢24名です。

調査は3日間に渡り、主な目的は韓国における建物からのアスベスト除去制度についての調査でした。韓国にはかつてアスベスト鉱山があり、アスベストを含んだスレート屋根の建物が多くあるようで、そのスレート建材の除去が進んでいるのです。一方、高度経済成長による大きなビルディングが建てられたのが日本より遅く、アスベストの危険性が知られてからだったようで、そのような建物に使われる吹付材はあまりないとのことでした。

1 環境団体との交流会を行い話を聞きました。

韓国でのアスベスト問題の中心は、鉱山や建設で働いた者の労災ではなく、環境からのばく露によるアスベスト被害とのことでした。アスベスト鉱山は、日帝（日本帝国主義による占領がおこなわれていた時期）時代は、アジア最大のものがあったのですが、その後は中小零細の鉱山が中心で、同じような形態が多かった建設労働者を含め、労働者の把握が困難だとのこと。おそらく働いてばく露した労働者も、環境ばく露の制度で保護されているのでしょう。

環境団体はとても活発に活動しておられました。釜山で環境被害状況調査を実施していること、やはり除去の際の手立て（測定や負圧など）が不十分でありその是正を求めていることなどや、10代で中皮腫を発症してしまった方の話を聞くこともできました。特に学校でのアスベストばく露防止のために活動している保護者団体の方は、旺盛に活動している様子を、熱心に語ってくれました。学校を点検して回り、アスベストを発見し、徹底して周辺に飛散しないように除去をさせているのです。相当に成果もあげているようでした。日本でも婦人団体と労働組合などが「学校ウォッチング」活動をやっていますが、その韓国版、アスベスト特化版です。

2 補償は環境被害を中心に行われており、昨年度までの認定状況としては悪性中皮腫が約1600名、肺がんが約1900名ですが、石綿肺が5000名以上にのぼっています。環境からのばく露で、比較的

大量のばく露によって発症するというアスベスト肺が生じるというのは驚きでした。これは、後に送ってもらった資料によると、例えば日本では対象外となっている合併症を伴わない軽症のアスベスト肺も対象となっているからでした。補償金額や補償期間は多くないようでしたが、日本でも追求したい課題です。

日本では環境ばく露は職業性ばく露に比べて重視されていませんが、見過ごされている危険があるとも感じました。

3 地方自治体（忠清南道）や中央省庁（労働部、環境部）と懇談をしました。

行政によるアスベスト除去の努力と補助はきわめて充実していません。全国のアスベスト使用建物を調査してリストアップし、検索のシステムを作っています（実はそれを作成した詳細については、直接の担当部署からの聴取ができなかったため、調査不十分のままとなってしまいました）。自治体では、日本よりはるかに多額の補助金を出してアスベスト建材を除去しようとしています。日本のように、単に「解体や除去するときには飛散しないように行いなさい」というに留まらず、より積極的に「アスベスト建材は除去しましょう」という対応なのです。予算に限りはあるのですが、毎年着実にアスベストの除去は進んでいます。

具体的には、忠清南道（アスベスト鉱山があり、特にスレート屋根の建物が多い）では 80909 戸のスレート屋根を調べ上げており、2024 年までに 413 億ウォンを投入、11069 戸について除去が完了しています。残りも 2033 年までに整備を行うとのことでした。

4 スレート屋根の建物の現場に行き、解体、除去業者の方の話も聞きました。

除去方法も、スレートなどの板（成形版）については、日本では重機でなくて手ばらしで解体するという程度の規制が中心ですが、韓国では徹底した湿式による解体、除去が規制され行われていました。石けんのような湿潤材を溶かした水（より粉じんが付着する）を十分に注ぎながら解体、除去を行うのです。日本では、吹付材ばかりに目が行っており、成形板の飛散防止対策は不十分です。

5 以上、たいへん有意義な調査で、「なくせじん肺アスベスト全国キャラバン」での要請などを通じて、この調査結果を生かし、日本での規制の充実を実現すべく頑張ろうと考えています。

（余談ですが）

観光も行いました。

非武装地帯に行くツアーにも参加しました。

非武装地帯に行くには、ソウルを流れる漢江に沿って下流に向かうのですが、途中で国境や北朝鮮から流れてくるリムジン川と合流します。その合流地点のずっと手前（ソウルの街中を出てまもなくのところ）から、漢江の川岸には延々と鉄条網が張られ、途中途中に見張り台が建てられていました。スパイなどを寄せ付けないようにするためのようです。

ツアーの目玉は、北朝鮮が侵攻するために掘っていたトンネルを歩くことです。ヘルメットをかぶり、天井に頭が当たらないように気をつける必要がありましたが、それでも1時間に3万人ほどが侵攻のため通ることができるとのことでした。北朝鮮が見える展望台も訪れました。これらの施設では基本的に写真撮影は禁止です。道路にはゲートが設けられ、バスの中に軍人が入ってきて乗客のパスポートを逐一確認していました。

アスベスト調査のために訪れた労働部、環境部も、ソウルから高速道路で1時間半から2時間かかる世宗市というところにあるのです。首都機能分散が行われています。真偽のほどは不明ですが、ソウルが北朝鮮にあまりに近いからだろうという人もいました。

以上のように目に見える緊張があちこちにありました。日本でも南西諸島や九州を中心に軍事施設の充実が進んでいます。沖縄には米軍基地がたくさんあります。国際情勢によって日本でも日常的に「目に見える緊張」がたくさん出てくれば、住みにくい国になるだろうなど感じました。

過労死・過労自殺等事件の取組状況について

代表世話人 弁護士 井下 顕

<自殺・精神疾患事案>

I 行政段階（労災申請）

1 福岡大手ガス会社システムエンジニア自殺事件

●事案の概要

- ・2018年大学新卒入社後、システムエンジニアリング業務全般に従事、2021年4月以降、プロジェクトチームのリーダーに。2022年4月～親会社の基幹システムの再構築や業務改善コンサルタント業務にも従事。同年11月16日自室にて自死。

●申請等経過

- ・2023年12月22日労災申請。
- ・2024年12月6日業務外決定→2025年2月3日審査請求受理
- ・2025年6月12日審査請求棄却決定
- ・現在、再審査請求中

●本事案の特徴

- ・遺族が入手した出勤簿等に記載された時間外労働はほぼ実態を反映していた。
- ・生前、被災者が心療内科等を受診していることが判明したが、当該医療機関が医療情報の開示に応じない。
- ・被災者本人が発達障害の診断を受けた他の医療機関もあるなど、精神疾患名ならびに発症時期について慎重な検討が必要。

2 整骨院鍼灸師過労自死事件

●事案の概要

- ・33歳男性整骨院鍼灸師。入社時、被災者は複数店舗のオーナーから診療録・施術録を作成しなくて良いと指示を受け（違法行為の強要）、それに従い施術に従事。
- ・ところが、個別指導通知が来て調査を受けることになり、調査日前に自死した（列車への飛び込み）。
- ・妻のLINEの記録等から推認した時間外労働時間は直前1か月130時間超。

●申請等経過

- ・2024年3月15日労災申請。
- ・2024年12月25日業務外決定→2025年3月11日審査請求

●本事案の特徴

- ・幸い、同僚2名からの協力を得て陳述書等を作成でき、時間外労働時間についてもおよそ確からしいところまで集計ができた。

3 福岡県警パワハラ生存事案

●事案の概要

- ・46歳男性、交番勤務警部補。上司課長（警部）からのパワハラでPTSDを発症した事案。被災者本人が詳細な記録を残しているが客観証拠はない。

●申請等経過

- ・2024年1月11日 公務災害申請
- ・2025年7月8日 公務外決定
- ・2025年10月3日 審査請求

●本事案の特徴

- ・2度にわたってパワハラ内部通報をしたが、最終的に内部ではパワハラと認定せず。
- ・被災者は県警本部警務課がパワハラを認定しなかった直後に精神病院を受診し入院。高葛藤事案。

4 トラック運転手生存事案

●事案の概要

- ・2017年1月の未破裂脳動脈瘤被災当時53歳男性。→同年2月コイル塞栓術→術後脳梗塞を発症（2018年4月1日症状固定）。
- ・会社の給与明細書上も、直前1か月147時間、6か月平均160時間超。

●申請等経過

- ・2023年3月13日労災申請。
- ・2024年4月2日業務外決定→審査請求棄却→再審査請求棄却決定。
- ・取消訴訟は提起せず、損害賠償請求を検討中

●本事案の特徴

- ・労基署は、未破裂脳動脈瘤は対象疾病ではなく、術後脳梗塞は手術の結果であり長時間労働との因果関係なしとして不支給とした。しかし、術後脳梗塞は手術に一定割合で伴うリスクであって、因果関係を遮断するのは不当ではないか。

5 地方自治体事務組合労働者生存事案

●事案の概要

- ・2015年11月30日うつ病発症。退職後職場復帰したものの、度々体調を崩し、従前のパフォーマンスを発揮できず、次第に職場内でも働き方を非難され孤立するなど、高葛藤の事案。

●申請等経過

- ・2023年5月1日公務災害申請。

●本事案の特徴

- ・付き合いのある精神科医からの紹介。うつ病発症当時の勤務実態を詳らかにできず、公務災害申請による事案解明（所属の調査）に期待。

6 航空自衛隊パワハラ自殺事案

●事案の概要

- ・2022年11月練炭自死，47歳男性，航空自衛隊1等空曹。
- ・妻も同じ基地内に勤務，上官からのパワハラによる精神障害発症事案とみうる。

●申請等経過

- ・職権で公務災害調査が先行。
- ・2024年8月，改めて妻本人を請求者（当職代理人）にした公務災害申請書を提出。
- ・同僚ら相当数の陳述書が得られたので，意見書を提出した。

●本事案の特徴

- ・自衛隊の隠蔽体質を物語るような事案。上司の凄まじい「指導」は有名で（規則に忠実で厳しい上司という評価もある），必ず密室で指導が行われてきた。
- ・2024年8月上旬，所属の部隊から妻に対し，非該当の口頭通知あり。当職が本省に問い合わせたところ，部隊側の「勇み足」（本来，本省稟議を経て書面での通知を出すべきところ誤った対応）が発覚（当局側の姿勢が判明）。調査手続きも極めて杜撰。

7 県内大手製造業・過労生存事案

●事案の概要

- ・60歳男性が人員不足の中，配置転換され，新規業務に携わり適応障害を発症した。

●申請等経過

- ・2023年5月本人が労災申請。
- ・2024年3月11日 業務外決定。→5/21 審査請求（ここから受任）。
- ・2025年2月6日再審査請求→同年7月29日口頭審理済

●本事案の特徴

- ・労基署の調査復命書によれば，うつ病増悪事案とみることができる事案。労基署は増悪時の時間外労働等を調査しておらず，審査請求はここを中心に審査官に調査依頼。

8 陸上自衛隊虚偽通報被害生存事案

●事案の概要

- ・陸上自衛隊1等陸尉，2023年3月適応障害発症（当時51歳）。
- ・同僚から虚偽告訴を受け，部隊は被災者の調査を開始，刑務隊による捜査を受ける中，被災者は特別監察等申立→棄却相次ぐ。しかし，結局立件はされず。

●申請等経過

- ・2023年12月18日公務災害請求。
- ・2025年2月1日 被災者は復帰訓練に入った（同年4月1日～完全復職の予定）
- ・公務災害請求から1年10月が経過しようとしていることから義務付け訴訟を起こす

方向で検討中

●本事実案の特徴

- ・自衛隊の現場ではガバナンスが機能していないことを明らかにするような事実案。
- ・被災者の「非違行為」の虚偽性が仮に立証できなくとも、公務起因性が認められるとの構成をとっている。

9 航空自衛隊衛生隊員生存事実案

●事実案の概要

- ・被災者は航空自衛隊の36歳男性衛生隊員（看護師）。上司や同僚から2度にわたって私的な飲酒の場で暴行を受けた。
- ・2度目の暴行事件が刑務隊に発覚、その取調への過程で、当初の上司からの暴行事件の捜査に及ぶ（被災者は暴行を受けたことを言うなど口止めされていた）。
- ・警務隊の取調べの中で、被災者がありのままに話したことが「チクった」とされ、部隊内で誹謗中傷を受けて孤立。2023年1月適応障害発症。

●申請等経過

- ・2023年3月27日公務災害請求。

●本事実案の特徴

- ・現時点で2年半経過。この間、当職から所属や公務災害窓口でなく、本省に問い合わせ（その方が効果があると見込んだ）。
- ・本省では、事実案の「公務性」が問題になるとの認識→すぐさま意見書を提出した。
- ・長期間が経過していることから義務付け訴訟も検討中。

10 県職員リウマチ性疾患¹公務災害請求事件

●事実案の概要

- ・県立高校図書館の学校司書（県職員）、被災当時38歳、
- ・2018年4月以降、新赴任先図書館があまりにも汚く、図書も整理されていなかったことから、連日20kg近い段ボールを20箱廃棄するなどの重筋労働、職場の支援なし。
- ・同年9月頃には関節リウマチを発症、その後、全身性エリテマトーデス、線維筋痛症などを相次いで発症した。

●申請等経過

- ・2019年10月21日 公務災害申請（本人による）。
- ・2021年6月15日 審査請求 → 再審査請求。
- ・2025年2月5日 基金審査会棄却決定。
- ・本人は取消訴訟を望んでいたが、勝訴の見込み薄く、かつ、これ以上の葛藤は本人の病状悪化を招来させる懸念から当職は依頼を受けず。

●本事実案の特徴

- ・本人による公務災害申請の結果、「腰痛症」は公務災害認定、リウマチ性疾患は非該

¹ 精神疾患事実案ではないが（精神疾患疾病名もあるが）、参考事実案として報告する。

当。疼痛性障害や気分変調症等は精神障害の認定基準で判断し、非該当に。

- ・受任後の審査請求以降は、対象疾病をリウマチ性疾患に絞って請求した。
- ・支部審査会は本件公務とリウマチ性疾患との因果関係は「不詳」として棄却。しかし、厚労省委託研究の知見として、過重労働や職業性ストレスによって関節リウマチを引き起こし炎症性サイトカインの過剰産生が起こることのメカニズムが近年明らかになってきている（被災者の医療記録上もそれを裏付けるものがある。）。
- ・上記委託研究に関与した医師に度々連絡を試みたが、奏功せず。かわりに大量の医学論文を提出（支部審査会の委員長は医師）。

II 取消訴訟

11 JR東海過労自死事件

●事案の概要

- ・新幹線設備の保守・点検等の業務に従事していた 22 歳男性（就職 2 年目）が、2017 年 8 月適応障害を発症して自死。
- ・連続した深夜勤務、いつ呼び出されるか分からない不安、パワハラもあり。
- ・時間外労働は発症前 1 か月 81 時間、同 2 か月 84 時間

●申請等経過

- ・2019 年 1 月 31 日 不支給決定。
- ・2020 年 10 月 27 日 審査請求棄却決定→2021 年 8 月 23 日 再審査請求棄却裁決。
- ・2022 年 2 月 3 日 取消訴訟提起。
- ・2025 年 4 月 25 日 敗訴判決

●現在の状況

- ・現在、控訴中→第 1 回は 2025 年 10 月 8 日

12 麻酔科医教授・生存事案

●事案の概要

- ・大学麻酔科医教授が 2018 年（55 歳）にうつ病エピソードを発症した。
- ・職場内で反感を持たれていた被災者が、部下の超勤申請届を自分の名前に変えて提出したことから職場内で孤立。自分の妻（麻酔科医）に有利な他病院のアルバイトを回したなどとして、他病院への調査が開始された。被災者は名誉を棄損されると同時に職場内で完全に孤立し、上司や部下らから連日厳しい対応がなされる中で、うつ病エピソードを発症。
- ・労基署はうつ病の増悪を認め、増悪前 1 か月 100 時間超の時間外労働を認定したが（直後に増悪にかかる認定基準改正）、再審査請求では時間外労働は不明とされた。

●申請等経過

- ・2021 年 6 月 8 日 不支給決定。

- ・2023年2月21日 審査請求棄却決定→2023年12月22日 再審査請求棄却裁決。
- ・2024年6月19日 取消訴訟提起。

●現在の状況

- ・福岡地裁にて第一審係属中。

13 トラック運転手労災請求事件

●事案の概要

- ・2016年5月25日配送先営業所で荷下ろし作業中、かご台車の重量のある荷物が新幹落ちてきて、右足首が下敷きとなり負傷
- ・その後労災請求を行い、障害等級第9級とする一時金決定

●申請等経過

- ・2023年3月15日 審査請求
- ・2023年10月24日 審査請求棄却決定
- ・2023年12月13日 再審査請求
- ・2024年8月2日 再審査請求棄却裁決。
- ・2025年1月30日 取消訴訟提起。

●現在の状況

- ・現在、聖マリア病院の主治医の協力を得ながら意見書作成中
- ・もっとも、国は再調査の意向を示してくれている。

14 県内地方自治体職員過労自死事件

●事案の概要

- ・被災者は1993年福岡県内の自治体に入庁、2015年まで介護保険等の担当を行っていたが、同年突如、自治体の産業振興等の部署の係長に異動させられた
- ・初めての慣れない業務の中、課長と主任の板挟みとなり、また、課長の助力は全くなく、勤続年数の長い部下の主任からはじめというべき対応を受け、2015年10月26日被災者自死した

●申請等経過

- ・2016年3月10日 地公災基金支部に公務災害認定請求
- ・2017年4月18日 公務外認定
- ・2017年6月30日 審査請求
- ・2020年5月12日 審査請求棄却裁決。
- ・2020年6月5日 再審査請求
- ・2021年10月11日 再審査請求棄却裁決
- ・2022年5月2日 取消訴訟提起

●現在の状況

- ・証人尋問を経て、2025年12月5日判決予定

15 裁判所職員セクハラ公務災害請求事件

●事案の概要

- ・被災者は裁判所職員（既婚女性）、福岡県内の裁判所で勤務中、同僚から好意を寄せられ、業務中に私的なメールやつきまとい等が発生
- ・2024年6月 適応障害を発症、休職

●申請等経過

- ・2024年10月7日 公務災害認定申出
- ・2025年6月6日 公務外認定
- ・2025年7月7日 最高裁に災害補償審査請求

●本事案の特徴

- ・加害者はセクハラとして別途処分されている。
- ・最高裁は精神障害の発病を認め、セクハラも認めているが、所属庁が速やかに加害者を異動させたことなども理由に、「精神疾患の発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的負荷を業務により受けたとはいえない」と判断した。

Ⅲ 労災認定後、民事交渉・訴訟準備中の事件

16 過労うつ生存事件－福岡地判 R4.5.31【確定】

●事案の概要

被災者は、大学卒業後、大手印刷会社に勤めていたが、1993年に福岡県内の独立系情報処理企業に引き抜かれ、主に総務部門等の間接業務に従事してきた。

被災者は、総務部門（10人程度）の管理職から、2016年、100人規模の営業部門の部長に抜擢された。同部門には他に管理職がおらず、被災者ひとりに従業員管理が委ねられたこと、同部門のノルマ達成は困難であり、被災者は多大な心理的負荷を被り、配転からひと月ほど経った頃、軽度のうつ病と診断された。

●申請等経過

- 2018年1月 労災申請→ 2020年4月 再審査請求棄却
- 2020年10月 取消訴訟提起
- 2022年5月31日 福岡地裁取消判決 → 国は控訴せず、確定。

●本事案の特徴

- ・時間外労働がほとんど認められず、配転および達成困難なノルマが課せられた事案。行政段階の会社側証人の録取書などはこれらをことごとく否定する内容で、客観証拠に乏しく、勝訴は極めて困難であると思われた。

●勝訴の要因

- ・国の代理人は完全に舐めていたと思われる。原告主張を論外とかわす程度で、訴訟提起後の関係者の陳述書の提出もなく、証人も申請しなかった（尋問は原告本人のみ）。
- ・被災者は几帳面な性格で、当時の自身の心情を「業務ノート」（行政段階から提出し

ていたが、字が汚く、読みづらいため、裁判官も読んでいなかったと思われる)に克明に綴っていた。これを訴訟の途中から、必要な箇所を全て反訳して準備書面として提出したところ、風向きが変わった。この「業務ノート」は、被災者が何を苦痛に思い、SOSを発していたかが良く分かる内容になっていた。

・もう一つの勝因は、被災者の社内での立場。同じ営業部門に従事していた他の管理職と異なり、被災者は営業部門の経験に乏しく、バックアップがなかった。「同種労働者の比較」の視点が有効であったと思われる(判決の中で取り上げられた。)

●現在の状況

- ・2024.6/20, 会社側に損害賠償請求(会社側代理人は第一芙蓉事務所)。
- ・2025年3月14日現在、会社の回答待ち。
- ・2025年6月中旬、時効中断のための内証証明送付
- ・2025年8月19日会社側代理人らとZoomにて交渉を行った(会社側代理人は第一芙蓉)。
- ・2025年12月初旬頃までに損害賠償請求訴訟提起予定

17 飲食店店長自殺事件

●事案の概要

- ・2021年4月、被災者は浜松の店舗に店長として赴任したが(本社は福岡), 2022年1月、川で遺体で発見された。死亡当時31歳, 男性。
- ・被災者のパソコン内に残されていたシフト表等から労働時間を推計(パソコンは母親が検索の中で発見したカバンの中にあった。)
- ・事故の可能性もあったが、被災者が遺した職場のグループLINE, 同僚からの聴取(母が録音)をもとに、精神障害発症後の自死と判断し、労災請求。

●申請等経過

- ・2022.10/25 浜松労基署に労災請求。
- ・2024.1/17 業務上決定。

●本事案の特徴

- ・相談当初は事故や事件の可能性もあったと思われる。
- ・被災者が遺体で発見された川は職場のすぐ近くだった。同僚らからの聞き取りの中で、パワハラ(丸坊主にされた)もあったと認定しえた。
- ・両親が離婚、請求者は母であるが遺族補償一時金であるため、離婚した父にも請求権があり、現在、父と交渉して調整中。

●現在の状況

- ・2024.6/29, 会社に対し損害賠償請求。
- ・現在、和解協議進行中(会社の経営が厳しそう)。
- ・2025年7月17日勝訴的和解成立

18 製薬会社MRパワハラうつ生存事件

●事案の概要

- ・製薬会社MRが2020年3月懲戒解雇を受け2022.4/21, 解雇無効の勝訴判決（当職が代理人）。復職後、懲戒解雇の前提となった非違行為があったことから、同年7月、大阪本社の商品係に異動となり、そこで上司同僚らから報復的パワハラを受け、9月頃適応障害を発症、休職に入った。

●申請等経過

- ・2023年7月25日 大阪南労基署に労災請求
- ・2024年4月26日 業務上決定
- ・2024年6月7日 審査請求（給付基礎日額）

●本事案の特徴

- ・超高葛藤事案であり、依頼者が大阪居住のため、直接の打合せができず、メール、電話等で対応してきたが、ぎくしゃくしたところが出てきている。

●現在の状況

- ・審査請求取消決定出るも、さらに新しい処分に対し審査請求中。

19 電気工事会社過労自死

●事案の概要

- ・2019年4月入社。2022年10月10日頃、山中にて遺体で発見。死亡時は、現場が自宅から遠く離れた場所にあったため、社宅で一人で暮らしていた。

●申請等経過

- ・2023年8月23日 労災請求
- ・2024年5月8日 業務上認定

●本事案の特徴

- ・労働時間管理はアプリで行われていたが、実態を全く反映しておらず。
- ・当時交際していた女性との間のLINEの記録から、時間外労働時間を1日単位で割り出していった（被災者は、先輩が帰った後、残って仕事をしながら、彼女とLINE通話で繋ぎ、時折話をしつつ仕事に従事）。
- ・労基署は発症前1か月160時間超の「極度の長時間労働」を認定。

●現在の状況

- ・2024年9月9日 損害賠償請求

IV 民事損害及び国家賠償請求事件

20 海上自衛官パワハラ自殺国家賠償請求訴訟 裁判上の和解成立

●事案の概要

- ・2020年2月、西山大弥氏（死亡時20歳、海士長）が海上自衛隊佐世保基地護衛艦あけぼの内で自死した事案（原告である両親が実名を挙げて提訴中）。

- ・未成年喫煙等の非違行為があったものの、毎日の反省ノート（80日に及んだ）、上陸止め（文字通り、陸に上がれない、その間土日でも奉仕作業という私的制裁、海上自衛官にとってもっとも辛い制裁といわれている）があった。

●申請等経過

- ・2021年9月 公務災害請求。
- ・2022年6月 公務災害認定（長時間労働が原因。パワハラ&上陸止めは認めず。）。
- ・2023年3月 国家賠償請求訴訟提起。

●現在の状況

- ・被告国は国の安全等を理由に証拠の大部分を墨塗り。再三にわたる任意開示要求、文書提出命令を経て相当部分を開示したが、自死直前期間の勤務実態は非開示。
- ・2024年9月6日 文書提出命令却下決定→9/11 即時抗告申立。
- ・2025年3月12日 裁判所から相当額の和解案が示された。
- ・2025年8月29日 和解成立（なお、和解の一環として、護衛艦あけぼのに乗船し、慰霊の措置をとった）

21 福岡家裁書記官国家賠償請求訴訟

●事案の概要

- ・福岡家裁書記官（被災時58歳）が後見係在籍中、主任書記官からパワハラを受けた。

●申請等経過

- ・2021年3月31日（定年退職日）に口頭で公務災害請求。
- ・2021年6月7日受任（もう一人の相弁護士は元書記官）。
- ・2022年9月9日 公務災害認定。
- ・2023年5月12日 国家賠償請求訴訟提起。

●本事実案の特徴

- ・被災者は2017年9月に後見係に異動後、主任書記官からパワハラを受け、2018年2月頃首席書記官に相談。首席は「簡単に病気になるな」などと相談に応じないどころか、相談があったことを主任に告げたため、職場環境が悪化。
- ・その後、主任が異動し職場環境は改善したが、その年の被災者の評価は最下位。被災者は体調を崩し、その後1年3か月休職。2020年12月にパワハラ申告を行ったがパワハラには該当しない旨口頭による通知があった。
- ・しかし、公務災害の認定理由は主任書記官のパワハラ。長時間労働も主張していた（当方らの集計では発症前1か月100時間超。）が、認定せず。

●現在の状況

- ・第2回から弁論準備手続に入ったが、冒頭、裁判所から異例の和解の打診。争点も整理されておらず、証拠も開示されていない中での対応に被災者は強い不信感。
- ・その後、証拠等について任意開示を求めるも、主任と主席の供述調書が墨塗りで開示されただけ。文書提出命令申立→却下見込（即時抗告予定）。
- ・裁判所の秘密主義は自衛隊よりも悪質。

22 陸上自衛隊生存事案

●事案の概要

・陸上自衛隊1等陸曹（被災当時53歳）が車両長として陸自トラックで移動中（被災者は助手席）、運転士が事故を起こし、建物に激突。入院治療を経て部隊に復帰するも、責任追及が始まり、入院治療についても疑いの目で見られ、PTSDを発症した事案。

●申請等経過

- ・本人が公務災害申請を行い、2023年6月9日公務災害認定。
- ・その後、2024年4月、損害賠償請求をしたいと相談あり。
- ・2024年5月9日 防衛大臣に対し保有個人情報開示請求。

●現在の状況

- ・2025年5月23日 大分地裁日田支部に国賠提訴→大分地裁本庁に回付され審理中

23 出稼ぎ労働者労災損害賠償請求訴訟

●事案の概要

・被災者はJA沖縄で期間限定の製糖業務に従事（67歳）。圧搾作業中に転倒して両膝関節打撲傷等の障害を負い、後遺障害14級と認定。

●申請等経過

- ・2023年2月19日 転倒事故発生
- ・2024年2月29日 症状固定→後遺障害14級と認定（一時金）
- ・2025年8月1日 JA沖縄に対し損害賠償請求
- ・その後、代理人同士ではぼ請求の9割で示談成立と見られたが、理事の一部が反対
- ・2025年9月17日 損害賠償訴訟提起

●現在の状況

- ・第1回裁判は2025年10月29日

<脳・心臓疾患関係事案>

I 行政段階（労災申請）

なし

II 取消訴訟

24 警備会社従業員・心不全事件

●事案の概要

- ・被災者は福岡県内警備会社の機動隊長、被災当時50歳。
- ・巡回先の中学校の校庭で倒れているところを発見されるも搬送後死亡確認（内因性疾患・心不全）。

●申請等経過

- ・2023. 9/21 労災申請。
- ・2024. 4/11 業務上決定。事業場会社に代理人がついて未払残業代が支払われた。
- ・2025年2月21日 損害賠償請求提訴。

●本事案の特徴

- ・出勤簿等は実態を反映していなかった。たまたまグーグルのタイムラインから位置情報が得られ、それらから死亡前6か月を全部調べて推計計算を行った。
- ・発症前1か月112時間、6か月平均76時間。

●現在の状況

- ・福岡地裁飯塚支部に提訴したが、なかなか第1回が入らず、当職が裁判長に不信感があったため、被告代理人と協議して、福岡地裁本庁での合意管轄を結んで、本庁に移送してもらった。

25 トラック運転手術後脳梗塞事件

●事案の概要

- ・被災者は長距離トラック運転手、被災当時52歳。
- ・2017年1月頃、手足のしびれを感じ、検査を受けたところ、未破裂脳動脈瘤が発見された。同年3月、コイル塞栓術を受けたところ、術後脳梗塞を発症、言語障害、記憶障害等の後遺障害が残った。

●申請等経過

- ・2023年3月 労災申請
- ・2024年4月2日 業務上決定

●今後の方針について

- ・被災労働者の時間外労働時間は、発症前6か月からみて、147.4時間→161時間→172.8時間→149.5時間→163.3時間→171.6時間で、平均160.9時間という超長時間労働。
- ・未破裂脳動脈瘤の形成はこれら過重労働に起因することは明らか
- ・コイル塞栓術による術後後遺症だとしても、事業主の責任を問うべく損が賠償訴訟を検討中

以 上

長崎労働者の健康問題懇談会の歴史と課題

(略称：長崎労健懇)

長崎労健懇事務局

大塚正一

長崎労健懇の結成

1982年、民医連医師と三菱長船分会委員長が地域の労働組合に働きかけ「長崎労働者の健康問題懇談会」(以下、当会)が結成された。「労働者の健康や安全は、働くもの自らが守り、取り組んでいく」という理念の下、組織化が進められた。

職場の健康課題を取り上げた学習交流

「職場の健康管理」「じん肺」「職業性難聴」「振動病」「職業性腰痛」「VDT作業と健康障害」「在職死亡」「急性死の労災認定」「労働安全衛生の学習」「ストレスと心の病気」「メンタルヘルスとハラスメント」など、職場の要求に沿って多様な課題を取り上げ、年3回程度の学習と交流を重ねてきた。

長崎では1979年の長崎じん肺訴訟以降、炭鉱じん肺訴訟、造船じん肺集団訴訟、振動病闘争等のたたかひの歴史が続いており、その地域組織の連帯が労健懇活動にも波及している。

人間らしく働くための九州セミナーの取組み(旧労災職業病九州セミナー)

労働者、労働組合、民主的組織、弁護士等の専門家と連携し、労働者が自ら働く環境の課題を学び、健康権を守る当会の運動の実践は、九州でも草分け的なモデルの一つとなり、セミナー運動の発展にも貢献した。

1990年には、九州の労働者仲間の経験を学び、交流する場として「労災職業病九州セミナー」運動が始まり、第2回、第7回、第16回、第23回、第30回記念大会の長崎市開催セミナーでは、当会関係組織を中心とした現地実行委員会が九州セミナー代表世話人会と連携して成功に導いた。

セミナー運動に結集する仲間と健康で働く権利を考える取組みは、当会にとっても貴重な学び、交流の機会となっている。

働くひとびとの健康を守る運動を40年以上継続できた要因

- ◇患者に学び、被災者とその家族の苦しみを知り、働くことによる健康被害があってはならないことを共通認識としてきた
- ◇専門家に学び、地域・九州セミナー・全国の経験を加盟団体で共有してきた
- ◇調査活動によって職場の実態を知り、改善の方向性を話し合ってきた
- ◇運動を通して職場を越えた人と人のつながり、組織の連帯が生まれた
- ◇労働者のいのちと健康を守る運動は、終わることのない地道で息の長い取組みとなる。その活動の企画・運営の中心的役割を当会が担ってきたことが大きい

当会の現状と課題

- ・学習会等を企画しても、参加団体、個人の参加拡大に至っていない

- ・地域の労働組合では、組合員組織率の低下、財政的な問題、活動を担う役員後継者がいない等の問題を抱えており、地域共闘を縮小し始めている
- ・じん肺裁判をたたかってきた仲間が高齢化し、団体の解散が相次いだ
- ・健康問題懇の懇談に留まり、組織的に改善する取組みが不十分である
- ・会を持続発展させていくための有効な方策がみえてこない

地域組織結集の課題

全国的な傾向ではあるが、労働組合の課題として組織率の低下、役員の担い手不足、財源問題等が挙げられる。さらに長崎県では人口減少及び労働力人口の県外流失が顕著で労働運動にも大きな影響を及ぼしている（参考：2010年長崎県労働力人口約516千人⇒2020年約462千人。九州全体では共働き世帯の増加で労働力人口は増加傾向にある）。他にもライフスタイルの変化等が一因として挙げられる。これ等が当会への結集と運動にも影響が出ている。

いま一度、いのちと健康を守る運動は労働組合の第一義的課題として位置づけ、労働者、労働組合等が国民と連帯した運動の構築が必要である。

会の存在意義

- ・地域において労働者の健康問題を懇談する当会の存在は重要である
- ・九州セミナー開催時、当会が中心的な役割を担ってきた
- ・過労死等防止対策推進シンポジウム（厚労省主催）事業の企画コーディネーターを担ってきた

今後の活動の方向性

- ・加盟組織の連携を強化してお互いの経験を学ぶ
- ・労災職業病の枠を超えた健康破壊要因を労働との関係で捉え、改善する運動につなげることを念頭に置いた活動を具体化する

最後に

働く人々のいのちと健康を守る運動に取り組んできた当会の歴史を継承し、九州セミナーとともに労働者の健康権を守る運動を主眼に置いて、誰もが安心して働き続けられる職場づくりを目指した活動を実践していきたい。